

# 死んだ野鳥を見つけたら

死んだ野鳥は素手で触らないで下さい。

野鳥の体内や羽毛などには、細菌や寄生虫などの病原体があることがあります。

死んだ野鳥の数や種類によっては、検査が必要になる場合があります。

(※裏面をご覧下さい。)

お近くの市町村や県民局までご連絡下さい。

県の連絡先はこちら

- 東部農林水産局林業振興担当  
電話 088 - 626 - 8582
- 南部総合県民局 保健福祉環境部(阿南)  
電話 0884 - 28 - 9862
- 西部総合県民局 保健福祉環境部(美馬)  
電話 0883 - 53 - 2060
- 徳島県 鳥獣対策・ふるさと創造課  
電話 088 - 621 - 2262
- 休日・夜間は  
電話 088 - 621 - 2057

市町村等連絡先  
詳細はこちら



検査の必要が無い死亡野鳥は、素手で触らず、手袋を付け、ビニール袋等に入れた上で、封をして一般ゴミとして処分して下さい。

## 野鳥は様々な原因で死亡します

野鳥は、餌が取れずに衰弱したり、環境の変化や事故などで死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいてもすぐに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

## 人への感染について

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常生活において、野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをすれば、過度に心配する必要はありません。

## 皆さまへのお願い

- 野鳥の粪が靴底や車に付くことで、ウイルスが他の地域へ運ばれてしまうおそれがあります。野鳥に近づきすぎないようにするほか、野鳥が多い水辺（ため池や河川など）には、なるべく近づかないよう配慮をお願いします。
- やむを得ず野鳥の生息地に近づいた場合等は、野鳥の粪を踏まないよう注意して、必要に応じて靴底や車のタイヤなどを、アルコール等で消毒して下さい。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、捕まえようとするのは避けて下さい。

※死亡野鳥の検査は、環境省が策定した『野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル』に基づき実施します。検査は、主に猛禽類やカモ類などの水鳥、その他、鳥が複数羽死んでいる場合などに行います。